

## 天災・交通機関のストライキ時の講義の取扱いについて

天災・交通機関のストライキ時においては、やむを得ず休講とすることがあります。  
この場合、下記の基準をもって休講のお知らせとし、大学より各受講者へ連絡はいたしませんので、  
ご留意願います。判断が難しい場合はお問い合わせください。

※原則として補講を行います。

※補講の曜日・時間は通常の講座とは異なる場合があります。

愛知県下に特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）または暴風警報が発令された場合

1. 午前 6 時までに上記警報が解除されたときは、当日の講座を平常どおり開講します。
2. 午前 6 時の時点で上記警報が発令中のときは、当日午前（10:00 開講）の講座を休講とします。
3. 午前 10 時までに上記警報が解除されたときは、当日午後（13:30 開講、15:30 開講）の講座を平常どおり開講します。
4. 午前 10 時を過ぎても上記警報が解除されないときは、当日の講座をすべて休講とします。
5. 開講後は上記警報が発令された時点で、講座を中止します。
6. 特別警報に準ずる警報（津波、火山、地震等）が発令された場合はお問い合わせください。
7. 上記警報以外の各種「注意報」および「大雨警報」の場合は平常どおり開講します。
8. 交通機関のストライキによる場合
  - （1）前項の第 1 号から第 5 号までの「上記警報」を「ストライキ」とよみかえて解釈します。
  - （2）この場合の交通機関とは、J R 東海、名古屋鉄道、愛知環状鉄道、名古屋市営交通に限定します。
9. 「地震災害に関する警戒宣言」が発令された場合の取り扱いについては、前項の第 1 号から第 5 号を準用します。

名古屋学院大学 社会連携センター  
〒456-0062 名古屋市熱田区大宝 2-4-45  
TEL : 052-678-4085  
E-mail : renkei@ngu.ac.jp